鳥取県スポーツ審議会条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第6号

鳥取県スポーツ審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法 (平成23年法律第78号) 第31条の規定に基づき、鳥取県スポーツ審議会 (以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、スポーツ基本法第10条第1項の規定により定める鳥取県スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関して、教育委員会又は知事に建議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、学校体育、生涯スポーツ、障がい者スポーツ、競技スポーツその他スポーツに関する学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第5条 審議会に、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

- 第6条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(鳥取県教育審議会条例の一部改正)

2 鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

(設置)

術等の振興を図るため、鳥取県教育審議会(以下<u>ツ</u>、文化芸術等の振興を図るため、鳥取県教育審 「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応 第3条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応 じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術 る。

2 略

(分科会)

第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を|第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を りとする。

	/ C / a	20			
	名称	所掌事務			
	略				
	生涯学	1~4 略			
	習分科				
	会				
		<u>5</u> 略			
2	2~6 略				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(設置)

第2条 学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸 第2条 学校教育、生涯学習、青少年教育、スポー 議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術 等の振興に関する重要事項について調査審議す 等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に 関する重要事項 (スポーツ基本法 (平成23年法律 第78号) 第31条の規定に基づき審議会の権限に属 せられた事項を含む。以下同じ。) について調査 審議する。

2 略

(分科会)

置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所 置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所 掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとお 掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとお りとする。

名称	;	所掌事務
略		
生涯	学	1~4 略
習分	科	5 体力の保持及び増進に関する重要
会		事項を調査審議し、及び建議するこ
		<u>と。</u>
		6 スポーツの振興に関する重要事項
		について調査審議し、及び建議する
		<u>こと。</u>
		<u>7</u> 略

 $2\sim6$  略